

入札公告 （立木販売・造林請負事業 混合契約）

次のとおり、国有林の立木販売及びその跡地における造林請負事業を一括して一般競争入札に付しますので、希望の方は現物熟覧の上、国有林野事業林産物売買契約約款及び造林事業請負契約約款並びに入札者注意書等を承知の上、入札願います。

令和7年9月16日

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口 正浩

1 競争入札に付する産物及び事業の概要

（1）立木販売

- ① 事業場所 愛媛県宇和島市津島町榎川 下成山国有林2018林班へ小班
- ② 面 積 5.59ha
- ③ 立木材積 1,583.87m³
- ④ 搬出期間 引き渡しの日から令和10年2月29日まで
- ⑤ 詳細は、別紙販売物件明細書のとおり

（2）造林事業

- ① 事業名 立木販売及び造林事業請負一括事業（下成山2018へ林小班 地拵作業外2）
- ② 等 級 B
- ③ 事業場所 愛媛県宇和島市津島町榎川 下成山国有林2018林班へ小班
- ④ 事業内容 地拵 5.59ha、植付 5.59ha、鹿防護網設置 1,400m
- ⑤ 指定作業期間 ー
- ⑥ 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年2月29日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（1）立木販売

- ① 各森林管理局の有資格者（林産物売払）であること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条の特別の理由がある場合に該当する。
- ③ 各森林管理局長から一般競争入札参加資格を停止されている者でないこと。

(2) 造林請負事業

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条の特別の理由がある場合に該当する。
- ② 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき決定された等級が、本事業に対応している者であること。
なお、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく認定を受けた事業主については、自己の等級の直近上位及び直近下位の等級に対応する事業に入札することができる。
- ③ 共同事業体にあつては、次のすべての要件を満たす者であること。
 - ア 協定書に基づき結成された共同事業体であること。（入札説明書参照）
 - イ 競争制限とはならない共同事業体であること。
 - ウ 構成員のすべてが、全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。
 - エ 共同事業体が入札する事業に、構成員が単体で入札を行わないこと。
 - オ 共同事業体の等級は代表者の等級であること。
なお、代表者が林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主である場合は、上記（2）②のなお書きで読み替え適用する等級であること。
- ④ 令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「四国」を選択している者であること。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- ⑥ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、完了した当該事業と同種の事業である「造林事業」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請負に係る実績も含む）を有する者であること。
造林事業とは、地拵、植付（補植、改植を含む）、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐（活用型を含む）、本数調整伐、枝打、誘導伐、保護伐、育成受光伐、天然林受光伐、衛生伐、歩道作設・修理、病虫獣害防除及び気象害対策等の作業をいう。
- ⑦ 当該事業と同種の事業について、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた造林事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。なお、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- ⑧ 当該事業に配置を予定する技術者等（現場代理人）にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、技術者の次の資格等のいずれかを有していること。
「技術士（森林部門）、林業技士、フォレストリーダー、フォレストマネジャー、フォレストワーカー3年目（林業作業士）の資格」または、「低コスト作業路企画者（技術者）養成研修、森林作業道作設オペレーター研修、高度架線技能者育成研修の履修者」。
なお、上記の資格等を有していない場合、当該事業と同種の事業に従事した年が3年以上あり事業の適正な実施が見込める者であること。
- ⑨ 社会保険等に関して、以下に定める届出を全て行っている事業主（届出の義務がない者を除く）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ⑩ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り

組んでいること（規範の内容に相当する既存の取り組みを含む）。

⑪ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑫ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3 競争参加資格の確認等

（1）本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出し、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「分任契約担当官等」という）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（2）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和7年9月17日から令和7年10月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までは除く）

② 場 所：〒791-8023 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ
電話 089-924-0550

③ 提出方法：入札説明書に基づき作成し、代表者又はそれに代わる者が上記②の場所に持参、若しくは郵送（配達証明のできるものに限る）にて提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限に間に合うように提出すること。（電送によるものは受け付けない）

④ 上記①に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

（3）競争参加資格確認結果の通知

提出された申請書及び資料による競争参加資格の確認結果については、「競争参加資格確認通知書」により、令和7年10月6日までに通知する。

4 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは、原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

5 現地案内

現地案内は、原則として実施しない。

6 入札手続等

（1）担当部局：〒791-0823 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ
電話 089-924-0550

（2）入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

① 交付・閲覧期間：令和7年9月16日から令和7年10月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く）

② 場 所：〒791-0823 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ

電話 089-924-0550

③ そ の 他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 入札の締め切りは、令和7年10月23日午前10時00分とし、愛媛森林管理署入札会場において行う。

ただし、入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

② 開札は、入札終了後直ちに行う。

③ 入札の執行に当たっては、分任契約担当官等により競争参加資格があると確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

(4) 入札方法

入札書には、それぞれ消費税抜きの、立木等の買受見積金額と造林事業請負見積金額との差額の金額を入札金額として記載すること。

(5) 内訳書の提出

第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書（立木等の買受見積金額と造林事業請負見積金額）の提出を求める。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、国に最も有利な価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約の成立

(1) 落札に係る契約は契約書を作成し、双方が押印したときに確定する。

(2) 契約書に記載する立木等の販売金額と造林事業請負金額については、落札者が提出する、立木等の買受見積金額と造林事業請負見積金額のそれぞれに消費税を加算した内訳書を分任契約担当官等が承認することにより決定するものとする。

(3) 消費税の積算において、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

8 違約金の徴収

(1) 落札者が期限内に契約を結ばないとき、また、内訳書が提出されないときは、分任契約担当官等の算定する立木等の販売金額と造林事業請負金額のそれぞれ5/100に相当する違約金を徴収する。

(2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税を加算した金額）の10/100に相当する違約金を徴収する。

(3) 上記(1)、(2)の違約金を分任契約担当官等の指示する期限までに納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、また、この資格を付与しない。

9 代金の納付又は延納担保の提供期限

売買契約の代金納入または担保の提供は、契約締結の日から起算して20日以内とする。

10 延納担保等

(1) 一部現金、一部延納の契約も認める。

(2) 支払保証手形の保証する延納も認める。

(3) 担保

① 国債

② 地方債

③ 金融債（農林中央金庫または、株式会社商工組合中央金庫の発行する債権）

④ 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫または都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する）の支払保証に係る手形。

⑤ 金融機関に対する定期預金債権

⑥ 延納条件

ア 延納ができる金額（1件の契約金額（消費税相当額を加算した額））

150万円以上

イ 延納期間

契約数量が1,000m³未満、6ヶ月以内

契約数量が1,000m³以上、10ヶ月以内

11 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成する。

なお、別冊契約書案の閲覧期間、場所等については、上記6（2）のとおり。

(4) 立木販売に係る物件の引渡

物件の引き渡しは、代金納入または担保提供の確認後、15日以内に行う。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（2）②に同じ。

(6) 全省庁統一資格を有していない者等の参加

上記2（2）②に掲げる全省庁統一資格を有していない者等も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7) 詳細は入札説明書及び入札者注意書による。

(8) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更等の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者に

よる事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や事業期間の延長を行う。

- (9) 本公告に係る事業請負契約における契約約款及び標準仕様書等はこちらからダウンロードしてください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html>

国有林野事業造林事業請負契約約款（令和7年7月1日以降適用）

造林事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降適用）

なお、上記のダウンロードをもって交付に代え、交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

【お知らせ】

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。